

第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】

入 札 公 告 (個 別 事 項)

公共 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) 木曽川幹線(K75・K82)人孔防食被覆(翌債)工事に関する一般競争入札公告

公共 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) 木曽川幹線(K75・K82)人孔防食被覆(翌債)工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに提示しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。

そのまま、ICカードを使用されますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和6年2月19日

岐阜県流域浄水事務所長 高見 浩一郎

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第401-C-056他号
工事名 公共 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) 木曽川幹線(K75・K82)人孔防食被覆(翌債)工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 可児市 土田 他 地内
(3) 工事概要 木曽川幹線 K75 人孔防食被覆工 N=1式
木曽川幹線 K82 人孔防食被覆工 N=1式
- (4) 工期 令和6年10月17日 限り
- (5) 予定価格 事後公表(「予定価格事後公表」の試行案件です)
- (6) 低入札価格調査制度 有(失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型①)の工事です。
- (11) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事です。
- (12) 本工事は、週休2日制モデル工事(現場閉所)です。
詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。
- (13) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。
詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
- (14) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事「申入れ」です。
詳細は「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を参照してください。
- (15) 本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事です。
- (16) 本入札は、交付決定の手続きが完了しなかった場合、入札の執行を取りやめることができますので、予めご了承ください。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（土木工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登録業種・総合点数	
土木工事業・総合点数 930 点以上	
施工実績に関する条件	<p>平成20年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。）</p> <p>ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none">建設業法で規定する土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費5,000万円以上の施工実績
配置技術者に関する条件	<p>本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和6年4月21日）には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>ア 技術士（建設部門）、又は1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（種別：土木）、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 平成20年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する土木一式工事において、元請け人として工事費が3,000万円以上の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。</p> <p>ただし、低入札格調査制度における低入札格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率40%以上のものに限る。）。</p> <p>ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 請負代金の金額が1千万円未満の工事② 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満の工事であっても、令和4、令和3年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績評点の平均が75点以上（令和4、令和3年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる受注実績がない場合は、令和2、平成31年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績表定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事③ 請負代金の金額が1千万円以上4千万円未満の工事である総合評価落札方式工事
監理技術者に関する条件	本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	流域净水事務所管内（岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町）に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株)三水コンサルタント
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住 所
入札担当課	岐阜県流域净水事務所 総務課 管理調整係	058-386-8338 (内線122)	〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町1521
工事担当課	岐阜県流域净水事務所 建設課 建設係	058-386-8338 (内線123)	各務原净化センター 管理本館 2階

4 入札日程

手続等	期 間 ・ 期 日	方 法 ・ 場 所
設計図書の閲覧	令和6年2月19日(月) 午前9時から 令和6年3月12日(火) 午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課(又は工事担当課)による閲覧
質問書の受付	令和6年2月19日(月) 午前9時から 令和6年3月4日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	各質問受付から5日以内 令和6年3月12日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和6年2月19日(月) 午前9時から 令和6年2月26日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和6年2月28日(水) まで	電子入札システムによる
入札書提出受付	令和6年3月11日(月) 午前9時から 令和6年3月12日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和6年3月13日(水) 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県流域浄水事務所
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和6年3月14日(木) 午前9時から 令和6年3月15日(金) 午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	工事担当課まで持参
苦情申立て	入札参加資格通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内(県の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。)	書面による回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧

※紙入札の場合は、持参を認めますが、郵送又は電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)

注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

- ① 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
- ② 技術資料で示された実績等により最大21.5点の加算点を与えます。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目: 以下に示す項目を評価項目とします。

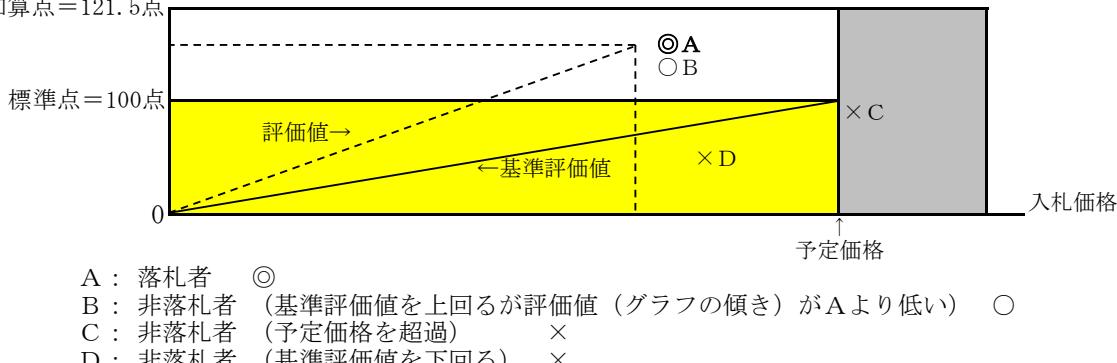
- (ア) 施工能力に関する事項
- (イ) 企業能力に関する事項
- (ウ) 技術者の能力に関する事項
- (エ) 地域要件に関する事項

別添 総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

①総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点+加算点=121.5点



②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- a. 入札価格 \leq 予定価格
- b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- c. 評価値 \geq 基準評価値（a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。）

※ 落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

- ①評価項目： (ア) 施工能力に関する事項
(イ) 企業能力に関する事項
(ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項
(エ) 地域要件に関する事項
- ②評価指標： (ア) 安全対策、主要資材、環境配慮により評価
(イ) 工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴、機械保有状況（土木工事等に適用）、人材育成の取組により評価
(ウ) 同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価
(エ) 営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、応急危険度判定士の登録者数（建築工事に適用）、製作拠点（鋼構造物工事、P C上部工工事に適用）、休日及び夜間の道路維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）、新分野活動、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

①標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。

②加算点：評価基準に応じて付与する点数とする。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

小項目	評価項目	標準	選択	簡易型	
				①	人材育成型
施工能力	工程管理				
	安全対策	-		-	
	主要資材		○	-	
	品質管理				
	環境配慮	○		1.0	
企業能力	技術所見		○	-	
	工事成績評定点	○		2.0	
	施工実績	○		1.0	
	スタッフ数	○		1.5	
	優良工事施工者表彰	○		1.0	
	機械保有状況		○	-	
能技術者	人材育成の取組	○		2.0	
	施工実績	○		1.0	
	保有資格	○		1.5	
	継続教育	○		0.5	
地域要件	営業拠点	○		1.0	
	災害協定参加等	○		2.0	
	ボランティア活動	○		1.0	
	近隣地域施工実績	○		1.0	
	除雪業務等実績	○		2.0	
	休日及び夜間の道路維持作業実績	○		1.0	
	休日及び夜間の河川・砂防維持作業の実績	○		0.5	
	新分野活動	○		-	
	県内企業の活用率	○		1.5	
計				21.5	

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	事故等の防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・ 厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・ 厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	-
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	-
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	-
【今回 対象外】			
主要資材	県内での調達の励行 【設定なし】	- -	- -
品質管理			
環境配慮	I S O認証取得の状況	I S O 9 0 0 0 S 並びに1 4 0 0 1 取得済 I S O 9 0 0 0 S 又は 1 4 0 0 1 取得済 取得なし	1.0 0.5 0
技術所見	今回工事については、技術所見の評価は行いません	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があると評価できるもの 十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があると評価できるもの 記述はされており、その内容が現場状況に即した標準的工夫があると評価できるもの 記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なくあまり評価できないもの 記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず、一般的で、工夫がなく評価できないもの	- - - - -

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	土木一式工事(PC橋上部工工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注工事のみ対象) (工種限定あり)	8 0 点以上 7 5 点以上 8 0 点未満 7 5 点未満又は実績なし	2.0 1.0 0
同種(類似)工事施工実績	平成20年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が6 5 点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり 下水道施設に関する土木一式工事で工事費9,500万円以上の施工実績(10割) 類似工事の実績あり 下水道施設に関する土木一式工事で工事費7,000万円以上の施工実績(7.5割) 上記実績なし	1.0 0.5 0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上 常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上 常勤雇用の従業員数10名以上 又は 国家資格を有する技術者数5名以上 常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	1.5 1.0 0.5 0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無(工種限定あり) (建築、電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事を除く)	部長表彰歴あり 現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり 表彰歴なし	1.0 0.5 0
機械保有状況	当該工事に関する、主要建設機械の保有状況 【設定なし】	- - -	- - -
人材育成の取組	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり シルバー認定あり ブロンズ認定あり 上記以外	2.0 1.5 1.0 0.0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準		評価点
同種(類似)工事施工実績	平成20年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象)	同種工事の実績あり	下水道施設に関する土木一式工事で工事費9,500万円以上の施工実績(10割)	1.0
	(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績)	類似工事の実績あり	下水道施設に関する土木一式工事で工事費6,000万円以上の施工実績(6.5割)	0.5
	※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	上記実績なし		0
保有資格	主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)、かつ自然工法管理士	1.5	
		1級土木施工管理技士又は技術士又はME(※)	1.0	
		2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士	0.5	
		上記以外		0
継続教育(CPD)の取り組み状況	主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の直近2か年度以内※の各団体が発行するCPDの単位取得合計数(単位=ユニット)	20単位以上の取得あり	0.5	
		10単位以上の取得あり	0.25	
		10単位未満の取得あり、又は取得なし		0

※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者をいう

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のために変更していた継続教育(CPD)の対象期間を「3か年度以内」を「2か年度以内」とする。

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	可児市内に本店あり	1.0
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの設定あり	2.0
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	1.0
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
		可児市内での実績あり	1.0
ボランティア活動	直近2か年度以内※の活動の有無	流域浄水事務所管内(可茂土木事務所管内で可児市内を除く)での実績あり※1	0.75
		流域浄水事務所管内(可茂土木事務所管内で除く)での実績あり※1	0.5
		流域浄水事務所管内での実績なし※1	0
		可児市内での施工実績あり	1.0
近隣地域施工実績	平成30年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	流域浄水事務所管内(可茂土木事務所管内で可児市内を除く)での施工実績あり※1	0.75
		流域浄水事務所管内(可茂土木事務所管内で除く)での施工実績あり※1	0.5
		流域浄水事務所管内での施工実績なし※1	0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2.0
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする	岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1.0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内の実績あり(元請け)	1.0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業等を実施した実績の有無	岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内の実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内の実績あり(元請け)	0.5
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	実績なし	0
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内の実績あり(元請け)	0.5
		岐阜土木事務所又は可茂土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無(岐阜県内の活動に限る)	実績なし	0
		新分野活動実績あり	-
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0.0

※1 流域浄水事務所管内：岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「3か年度以内」を「2か年度以内」とする。

5 技術所見

本工事については、技術所見の評価は行いません。

6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

②評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札参加者が7者、23.5点満点の例）

入札者	標準点 ①	加算点②				点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③／④× 1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術 能力	地域 要件				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

7 実施上の留意事項

○責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件及び技術提案書に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うものとする。